

引込管（給水装置）の漏水修繕工事費の負担区分について

平成31（2019年）年4月1日施行

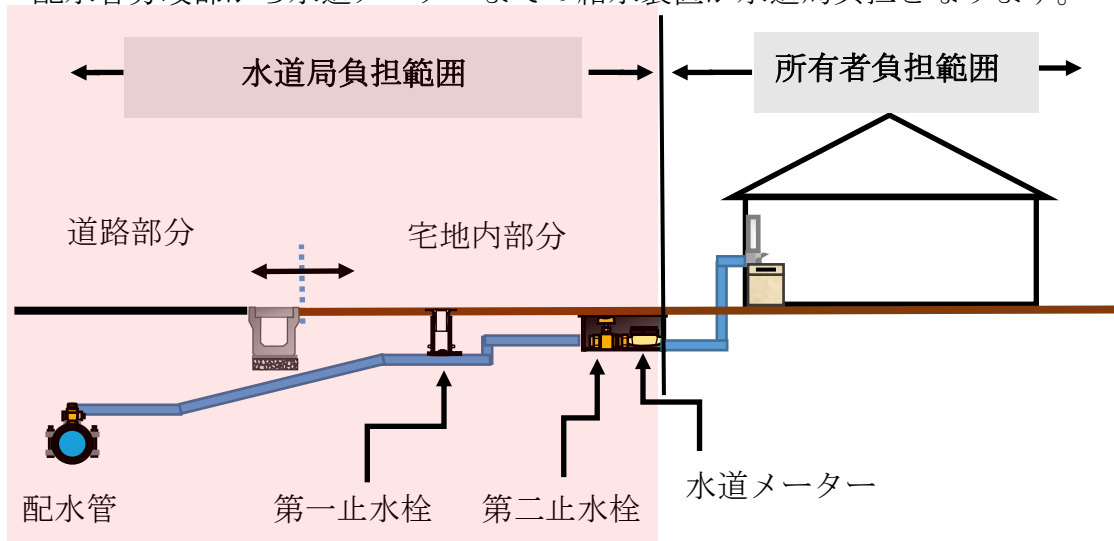
引込管（給水装置）の漏水修繕工事費は、漏水箇所により、下図のとおり所有者負担範囲と水道局負担範囲に区分されます。

水道局負担範囲の場合は、水道局が修繕工事を発注します。

市民サービス向上のため、一般家庭で多く使用されているメーター口径13、20mmの使用者に対して、水道局が負担できる範囲を拡大しました。

・水道メーターの口径が20mm以内の場合（集合住宅及び官公庁は除く）

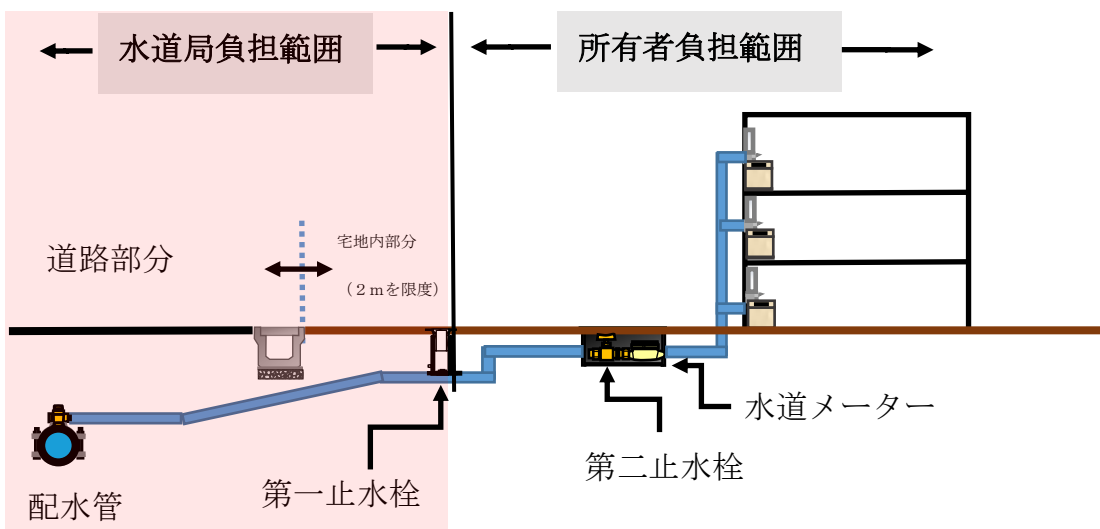
配水管分岐部から水道メーターまでの給水装置が水道局負担となります。



・水道メーターの口径が20mmを超える場合及び集合住宅、官公庁の場合

分岐部から水道メーターまでの給水装置のうち、公衆用道路に埋設してある給水装置及び、宅地内の第1止水栓までを水道局負担とします。

ただし、公衆用道路と宅地の境界から宅地側2m以内に第一止水栓が無い場合、2mを限度とします。



水道局において費用を負担することができる給水装置の修繕の範囲について

<p>範囲 区分</p>	<p>水道メーターの口径が 20mm 以内の給水装置。ただし、集合住宅及び官公庁の給水装置は除く。</p>	<p>水道メーターの口径が 20mm を超える給水装置。 集合住宅、官公庁の給水装置。</p>
<p>修繕工事等に係る費用負担の範囲</p>	<p>分岐部から水道メーター（一次側及び2次側のメーターパッキン、直結止水栓等とし、メーターボックス＋スラブは除く。）までの給水装置。</p>	<p>分岐部から水道メーターまでの給水装置のうち、公衆用道路に埋設してある給水装置及び、宅地内の第1止水栓まで（ただし、公衆用道路と宅地の境界から宅地側2m以内を限度とする。）の給水装置。</p>
<p>適用除外</p>	<p>(1) 原因者がいる場合。 (2) 建物内及び建物床下 (3) 老朽管による漏水で、管理者が布設替えの必要を認めたとき。 (4) タイル等による特殊な復旧、植木の移植、構造物等の復旧 (5) その他、原形復旧が困難なとき。</p>	

- ・修繕に伴う宅地内の復旧はアスファルト又はモルタルの簡易補修(厚さ5cmまでの補修)とする。
- ・修繕の施工に際し、建物所有者、土地所有者等の利害関係人の同意が必要となる場合は、水道使用者等がその同意を得るものとする。
- ・「公衆用道路」とは、一般に道路として、使用上の制約を設けず、一般公衆の利用のために、通行の用に供されている道路をいう。
- ・「宅地」とは、公衆用道路として利用しているところを除く全ての区域をいう。

※ 平成31年4月1日から施行